

○令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和7年9月30日市長決裁

1 趣旨

エネルギー価格等の物価高騰に直面している中であっても、市内の高齢者施設等がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ、継続的に提供するため、予算の範囲内において令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

2 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和7年10月1日時点において、本市に所在地を有し、かつ、事業運営している別表1に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。ただし、真にやむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 事業運営を休止していないこと。
- (2) 申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
- (3) 申請日の属する月から令和7年12月31日までの間に、法人又は事業所側の都合による事業運営の廃止又は休止を予定していないこと。
- (4) 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、エネルギー価格等の物価高騰を理由として、左記期間内の光熱費、燃料費のいずれか一つでも利用者等の負担額を引き上げていない（または、引き上げる予定がない）こと。ただし、申請日前までに既に利用者等が納めた令和7年10月1日以降分の当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りでない。
- (5) 受領した支援金を、別表1に掲げる事業所の要領4で規定する経費に全額充当させること。
- (6) サービスの提供にあたって、LPガス（プロパンガス）を利用していること。

3 支援金の額等

- (1) 支援金の額は、別表2のとおりとし、それぞれの事業所ごとの額を合計して得た額とする。
- (2) 支援金の交付は、1法人につき1回限りとする。

4 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間の各事業所において負担するLPガス（プロパンガス）価格の物価高騰の影響を受ける経費とする。

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第5条第2項第1号から第3号に掲げる事項の書類は、添付を要さない。また、規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、事業所一覧（別紙1）とする。

6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までの間にするものとする。

7 交付決定等

- (1) 市長は、要領5の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第8条第1項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
- (3) 市長は、前2号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

- (1) 市長は、規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1

下表に掲げる事業所は、本市又は埼玉県で許認可等を受けて（提出して）いること

法律名	許認可等	事業所
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)	指定 許可	介護保険施設 介護保険サービス事業所
老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)	届出 認可	有料老人ホーム 養護老人ホーム
社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号)	届出	軽費老人ホーム
高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 1 3 年法律第 2 6 号)	登録	サービス付き高齢者向け住宅

※介護保険法第 7 1 条等で規定されている、いわゆる「みなし指定」の事業所については、越谷市公式ホームページ（ページ番号 6 0 1 1 4）の「越谷市内の介護保険サービスを提供する施設・事業所一覧」に掲載されている場合を除き、対象外となります。

別表 2

区分	事業所種別	支援金額
I 入所系	ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 認知症対応型共同生活介護 エ 地域密着型介護老人福祉施設 オ 養護老人ホーム カ 軽費老人ホーム キ 有料老人ホーム ※特定施設入居者生活介護含む ク サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護含む ケ 短期入所生活介護 コ 短期入所療養介護 サ 小規模多機能型居宅介護 シ 看護小規模多機能型居宅介護	【定員 1 人あたり】 2, 0 0 0 円
II 通所系	ア 通所介護 イ 通所リハビリテーション ウ 地域密着型通所介護 エ 認知症対応型通所介護	【1 事業所種別ごと】 1 1, 1 0 0 円